

福祉・介護職員処遇改善加算の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人仁川会（以下「法人」という。）給与規程に規定する給与とは別に、厚生労働省が創設した福祉・介護職員処遇改善加算制度（以下「処遇改善制度」という。）に基づき法人の福祉・介護職員に対し支給する処遇改善加算について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 法人の常勤職員または有期契約職員の別を問わず、法人で勤務する福祉・介護職員に対し、処遇改善加算を支給する。

(支給額)

第3条 支給額は、処遇改善制度を基本とし、職員の勤務成績や在職期間等を考慮して各職員毎に決定する。

(支給)

第4条 処遇改善加算の支給は、賃金の改善にあたる月毎または期末の手当等により支給する。

(在籍の限定)

第5条 処遇改善加算は、支給日現在に在籍していないものについては、支給しない。

(その他)

第6条 この規程は、処遇改善制度が終了すると同時に廃止するものとする。

付 則 この規程は令和2年4月1日から施行する。

福祉・介護職員等特定待遇改善加算の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人仁川会（以下「法人」という。）給与規程に規定する給与とは別に、厚生労働省が創設した福祉・介護職員等特定待遇改善制度（以下「特定加算金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象)

第2条 法人の常勤職員または有期契約職員の別を問わず、厚生労働省の定める特定加算制度の対象職種職員に対し、特定加算金を支給する。

(支給額)

第3条 支給額は、福祉・介護職員等特定待遇改善加算を基本とし、職員の勤務成績や在職期間等を考慮して各職員毎に決定する。

(支給)

第4条 特定加算金の支給は、年1回、当年分を一時金（手当）として給与とは別に支給する。

(在籍の限定)

第5条 特定加算金は、支給日現在に在籍していない者については、支給しない。

(経験・技能のある福祉・介護職員の基準設定)

第6条 経験・技能のある福祉・介護職員の基準設定の考え方は、原則、勤務10年以上の社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、サービス管理責任者とする。

(その他)

第7条 この規程は、特定加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

付 則 この規程は令和2年4月1日から施行する。

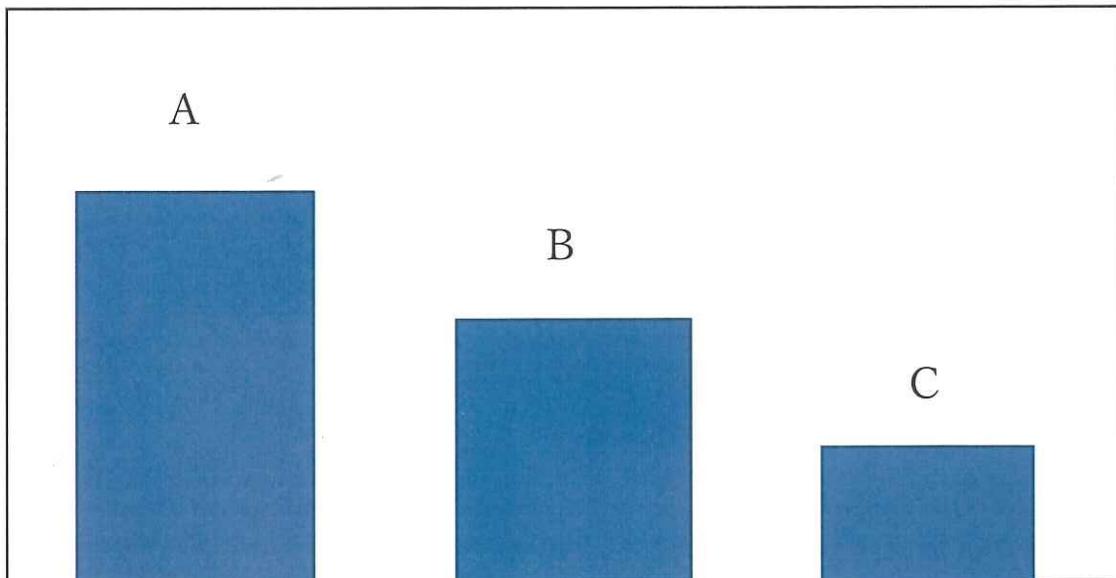
2020年度 仁川会 福祉・介護職員等特定処遇改善加算による賃金改善について

【特定処遇改善加算の支給について】

- ・従来の処遇改善加算に加えて、2019年10月から「特定処遇改善加算」（新加算）を取得する。
- ・新加算は、福祉・介護職員以外の職種の職員に対しても支給することができる。
- ・2020年度、仁川会は【賃金改善の対象となる職員】を以下のABCのグループに分け、
グループ毎に、平均支給額が 4 : 2 : 1 の比率になるように支給額を決定する。
- ・支給方法は、年度末に手当として、一括支給する。

【仁川会における賃金改善の対象となる職員（グループ分け）】

- (A) 「経験・技能のある福祉・介護職員」として、法人グループ内で10年以上 勤続年数のある
社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、サービス管理責任
- (B) 上記①以外の福祉・介護職員（生活支援員、世話人、職業指導員）
- (C) 福祉・介護職員以外の職員（管理者、事務員、厨房職員）



A グループ

B グループ

C グループ